「統一用紙」によって書類上は公正採用となっていても、面接の場において不適切な質問をされる場合があります。そうなると応募者は、質問に答えなくては採用の合否に影響が出るのではと、本人の適正と能力には関係がないことも答えてしまいかねません。あくまで、採用選考は、「応募者が、求人職種の職務遂行上必要な適正・能力をもっているかどうか」という基準で行うことが必要になります。また事業主が独自に応募用紙やエントリーシート（インターネット上の応募入力画面）の項目・様式を設定する場合は、適性と能力に関係のない事項を含めないよう留意することが求められています。

不適切な質問項目例

- 本籍·出生地
- 家族に関すること
- 住宅状況
- 家庭環境、生活環境
- 宗教
- 支持政党
- 人生観·生活信条
- 尊敬する人物
- 思想
- 労働組合、学生運動など社会運動
- 購読新聞、雑誌、愛読書
- 既婚か、恋人の有無、結婚の予定など

こんなこと聞いていませんか？ ～聞いてはいけない不適切な質問～

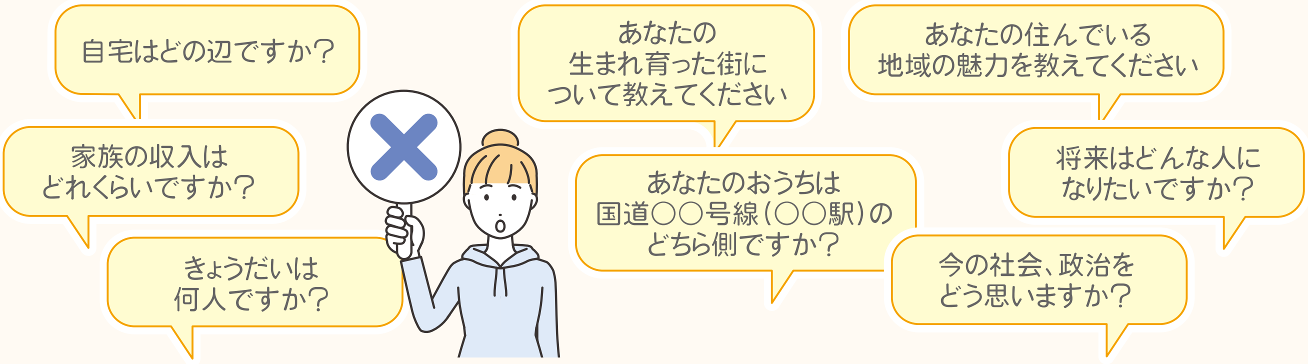

就職差別撤廃に向けた統一用紙の取組のなか‥「部落地名総鑑」発覚

1975(昭和50)年11月、差別図書である「部落地名総鑑」がダイレクトメールを使って販売されていることが明らかになりました。ダイレクトメールの内容は、採用において被差別部落出身者を排除することをそそのかすものとなっており、書籍の内容もその目的にしか使えないものでした。「部落地名総鑑」には、全国の被差別部落の地名・所在地・戸数・主な職業などが記載され、1冊5千円～5万円程度で販売されていました。購入者の大半は企業であり、日本を代表する大企業も数多く含まれていました。その購入動機は採用にあたって被差別部落出身かどうかを調べるためでした。

この「部落地名総鑑」は、人権侵犯事件として対応され、当該図書は回収・処分されましたが、1998(平成10)年には、大阪にある経営コンサルタント会社とその子会社が、多くの会員企業から身元調査の依頼を受け、就職希望者が被差別部落出身かどうか、家族の職業などの家庭状況、民族、思想、宗教、労働組合活動、支持政党など就職差別につながることを調査していた事件も発覚しました。

さらに2006(平成18)年になって、興信所などの調査業者が新たな種類の「地名総鑑」を保有していた事件が発覚し、フロッピーに電子情報化された「地名総鑑」が回収されています。そして現在、インターネット上に被差別部落の所在地の一覧を載せる差別行為が続発しており、その削除とともに、何らかの規制が必要となっています。このような中、「部落地名総鑑」の復刻版を公然と販売しようとする者もあらわれ、大きな問題となっています。

「部落地名総鑑」差別事件を契機に、就職差別をなくすために、事業主に対する啓発・指導の徹底をはかる目的で1977(昭和52)年から労働行政の中で「企業内同和問題研修推進員制度(現在は、公正採用選考人権啓発推進員)」が始まりました。全国的には従業員100人以上の事業所に設置することが指導されていますが、三重県では従業員が、30人以上の事業所で設置されています。